⑵　当機構東日本地区における土木工事に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　当機構東日本地区における土木工事に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（⑸の共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成10年４月１日以降に、元請として施工を完了したもののうち、次の条件を満足する工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。ただし、提出期間の最終日までに完成している工事に限る。

・同一区域内において、整地工、排水工及び道路工のすべてを含んだ土木工事。

【単体の場合及び経常企業体の場合】

上記の実績を有すること。

【共同企業体の場合】

代表構成員は上記の実績を有すること。その他の構成員は、３工種のうち、１工種以上を含んだ土木工事の施工実績を有すること。なお、構成員数は３者までとする。施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、公団、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書の写し、コリンズ登録（一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」の写しを添付すること。民間発注の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、宮古市から指名停止の措置を受けていない者であること。

⑻　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑼　上記１⑷に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑾　次に掲げる基準を満たす詳細設計の管理技術者及び照査技術者を当該工事に配置できること。

シビルコンサルティングマネージャー（以下「ＲＣＣＭ」という。）の資格保有者（詳細設計業務に該当する部門）あるいは技術士（詳細設計業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。また、管理技術者は、契約書第10条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者を兼ねることができる。

⑿　次に掲げる基準を満たす技術者を専任で配置できる者であること。ただし、①及び②の兼任は可とする。なお、共同企業体の場合、①については代表者から選定し、②については構成員それぞれが専任で配置できること。

①　本工事全般を調整する統括管理技術者

イ　整地工、排水工及び道路工のうち、１工種以上を含んだ土木工事の調査・設計業務又は工事において、指導的立場（設計における管理技術者及び工事における監理技術者、主任技術者又は現場代理人。）で従事した経験を有する者であること。

ロ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　工事施工に係る主任技術者又は監理技術者

イ　下記に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、工事の経験を有することを証明できるもの（契約書の写し、コリンズ登録等写し）を添付すること。

・整地工、排水工及び道路工のうち、２工種以上を含んだ土木工事の施工実績

【単体の場合及び経常企業体の場合】

上記の実績を有すること。

【共同企業体の場合】

代表構成員は上記の実績を有すること。その他の構成員は、３工種のうち１工種以上を含んだ土木工事の施工実績を有すること。

ロ　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

ａ）１級建設機械施工技士の資格を有する者

ｂ）技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術管理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者

ｃ）これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

ハ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記⑵によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が２名以上ある時は、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

⑵　評価値は、技術評価点を入札価格で除した数値とし、技術評価点の加算点の最高点数は40点とする。評価値＝技術評価点／入札価格

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（最大40点）

⑶　加算点の対象となる評価項目は下記のとおり。

①　工期及びコストを踏まえた施工順序の提案

②　宅地地盤の品質確保に関する提案

⑷　失格要件　「技術提案」が、未提出、白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。また、「技術提案」の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

⑸　評価内容の担保

①　落札者の提示した技術提案については、すべて契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、受注者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。

②　技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

③　受注者の責により入札時の技術提案の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして未実施項目毎に点数を減ずることとし、最大で工事成績評定点を15点減ずるものとする。

４　入札手続等

⑴　担当支社等

①　契約関係　〒020―0021 岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援局　経理チーム　電話019―604―3027　ＦＡＸ019―604―3028

②　技術関係　〒020―0021 岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援局　基盤工事チーム　電話019―601―6461　ＦＡＸ019―604―3028